

入札公告（再度公告）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年8月7日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
果樹茶業研究部門 金谷茶業研究拠点
茶業研究領域長 谷口 郁也
(押印省略)

1 競争に付す事項

- (1) 件名及び数量 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構金谷茶業研究拠点
において使用する電気
予定契約電力：184kW
供給期間使用予定電力量：232,500kWh
- (2) 仕様・規格等 詳細は入札説明書による。
- (3) 供給期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 需要場所 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
金谷茶業研究拠点
(静岡県島田市金谷猪土居2769)

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 契約事務実施規則（以下「実施規則」という。）第8条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
- (2) 実施規則第9条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の競争参加資格における「物品の製造」又は「物品の販売」においてA、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再申請を行うこと）。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同競争参加資格を有する者とみなす。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをされている者及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをされている者（上記2(3)の再審査を受けた者を除く）でないこと。
- (5) 農研機構における物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則又は農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 電気事業法第2条第2項の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (7) 省CO2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。
- (8) 農研機構が提示する仕様等の情報提供依頼に対して、必要な内容を書面により回答することが出来る者であること。
- (9) 公的研究費の不正使用等防止に係る「誓約書」を提出した者であること。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒428-8501 静岡県島田市金谷猪土居2769
農研機構本部管理本部藤本・大わし管理部総務課金谷管理チーム（会計）
電話 0547-45-4107、ファクシミリ 0547-46-2169、メール kanaya-kanri@ml.affrc.go.jp
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
入札公告日から令和8年8月21日（金）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後5時まで、上記3(1)の担当部局において交付又はメールによる送付を行う。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
本件について入札説明会は開催しない。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限、場所及び方法
令和8年8月26日（水）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後5時まで、上記3(1)の担当部局に持参又は郵送等により提出すること。
- (5) 郵送等による場合の入札書の提出期限及び提出場所

令和8年9月3日（木）午後5時00分まで（必着）

上記3(1)の担当部局に送付すること。

- (6) 入札（開札）の日時及び場所及び方法

令和8年9月4日（金）午後2時00分

〒428-8501 静岡県島田市金谷猪土居2769

農研機構 金谷茶業研究拠点 管理棟会議室に持参すること。

4 そ の 他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

- (3) 入札の方法

入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価（kW 単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh 単価、複数設定可能だが同一月においては単価の変動はないものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、農研機構金谷茶業研究拠点の提示する契約電力及び供給期間予定使用電力量の総価（力率割引又は割増、燃料費調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金等は考慮しない。）を入札金額とする。なお、落札決定後、入札書に記載された総価の算出基礎となる単価をもって契約金額とする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

- (5) 落札者の決定方法

実施規則第31条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる時、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (6) 契約書作成の要否

要。

- (7) 競争参加資格を有していない者の参加

上記2(3)に掲げる競争参加資格を有していない者も上記3(4)により申請書及び資料を提出することが出来るが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該有資格者であり、なおかつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (8) その他

詳細は入札説明書による。

お知らせ

国立研究開発法人が行う契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、国立研究開発法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、農研機構との関係に係る情報を農研機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①農研機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②農研機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①農研機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（農研機構 O B）の人数、職名及び農研機構における最終職名

②農研機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める農研機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

①契約締結日時時点で在職している農研機構 O B に係る情報（人数、現在の職名及び農研機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び農研機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内(4 月に締結した契約については原則として 93 日以内)